

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について (概要)

調査の概要

事業者団体による独占禁止法違反事件等が数多く存在(注1)するとともに、事業者による価格カルテル事件においては事業者団体の会合の場が利用されるなどの事例もみられるところである。

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組について現状を把握し、課題を明らかにすることにより、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの強化に資することを目的として、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組を3つの領域に分類し、アンケート調査(対象:1,041団体[注2])及びヒアリング調査(対象:102団体)を実施。

(注1)公正取引委員会が直近10年間(平成18年度～平成27年度)に排除措置命令又は警告を行った事件は29件。

(注2)主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から、業種の限定を行わずに選定。

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組の3つの領域

団体役職員向け 独占禁止法コンプライアンスに関する取組

研修の実施やコンプライアンス・マニュアルの策定といった一般的な独占禁止法コンプライアンスを維持・推進するための取組

- 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント
- 法務・コンプライアンス担当部署等の設置
- 下部組織との連携
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定
- 独占禁止法研修の実施
- 法務相談体制の整備
- 懲戒ルールの整備
- 独占禁止法監査の実施
- 内部通報制度の整備

団体の具体的な活動に係る 独占禁止法コンプライアンスに関する取組

統計業務(情報活動)や共同事業などの、事業者団体固有の具体的な活動に関する取組(ルールの整備)

- 会合の運営
- 統計業務
- 自主規制等、自主認証・認定等
- 経営指導
- 共同事業

構成事業者向け独占禁止法 コンプライアンスに関する支援の取組

構成事業者における一般的な独占禁止法コンプライアンスの取組に関し、事業者団体において支援が行われることが望ましいと考えられる取組

- 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援
- 構成事業者向け独占禁止法研修の実施
- 構成事業者向け法務相談体制の整備
- その他独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援

調査結果

いずれの領域においても、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組は不十分な状況といわざるを得ない。また、取組を行っている事業者団体においても、必ずしもその取組内容が十分とはいえず、取組への意識も高いとはいえない状況にある。

→ 取組を行っていない事業者団体においては、まずは取組を始めることが必要。何らかの取組を行っている事業者団体においても、現状の課題を明らかにし、更なる取組の推進・強化が望まれる。

独占禁止法コンプライアンス推進のための3ステップ

ステップ1:意識改革

【事業者団体の代表者等による独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信】

事業者団体の代表者等から団体役職員及び構成事業者に向けて、独占禁止法コンプライアンスの重要性を発信し、事業者団体の活動に独占禁止法上の固有のリスクがあること等を団体役職員及び構成事業者に認識してもらおう。

ステップ2:課題の把握

【構成事業者等による独占禁止法コンプライアンスの取組の情報収集】

構成事業者や他の事業者団体がどのような方法により独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいるか情報収集を行い、これにより自らが取り組むべき課題を明らかにする。

ステップ3:態勢の整備

【事業者団体の活動実態に即した独占禁止法コンプライアンス態勢の構築と点検】

ステップ2において情報収集を行った取組を参考とし、明らかとなった課題に対応した独占禁止法コンプライアンス態勢を構築し、実施する。また、構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を実効性のあるものとするためには、日頃の活動実態に即した内容とし、実施状況について点検を行うことも重要となる。

構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を維持するためには、各ステップの内容について繰り返し行い、必要に応じて取組内容の見直しを行うことも重要である。

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例①

団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組

【独占禁止法コンプライアンスに対する代表者等のコミットメント】

- コンプライアンスが重要であることを明確に、繰り返し周知することが大事であり、代表者(非常勤)が機会のある度に伝えている。また、事務局の代表である常勤役員においても内部ミーティング、研修等の際に同様のメッセージを伝えている。

【独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定】

- マニュアルの策定に当たっては、構成事業者が自社にて作成しているコンプライアンス・マニュアルや構成事業者が所属している他の事業者団体のコンプライアンス・マニュアルを参考にしたため、効率的に作成することができた。
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては、事務局と構成事業者が一体となって、留意すべき事項は何かを検討したため、事務局と構成事業者の双方にとって独占禁止法に対する認識が深まる機会となった。
- 作成したマニュアルの内容に基づいて団体活動を実施するために、マニュアルの付属資料として、活動ごとに気を付けるべきチェックシートを作成した。
- 教科書的な文章だけのマニュアルでは十分に理解されるか懸念があったため、具体的事例を加えたQ&A集を追加した。

【独占禁止法研修の実施】

- 全団体役職員に対して原則年1回の研修の受講を義務付けるとともに、団体役職員の階層別研修のカリキュラムの一つとしても研修を組み込んでいる。また、構成事業者からの出向者の異動があった場合は個別に研修を実施している。
- 確実に団体役職員に対する研修を実施するため、担当部門は、年度当初に具体的な期日・対象者等を記載した研修計画を定めている。また、職員が実際に研修を受講しているか確認している。

このほか、【法務・コンプライアンス担当部署等の設置】【下部組織との連携】【法務相談体制の整備】【懲戒ルールの整備】
【独占禁止法監査の実施】【内部通報制度の整備】について取組例等を報告書に掲載。

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例②

団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組

【会合の運営】

- 会合が終わった後に、構成事業者のみが会議室に残って情報交換等を行わないよう、会議室から全員が退席したことを確認してから、団体役職員は退室している。
- 構成事業者が参加する懇親会の席上においては、団体役職員は独占禁止法コンプライアンスの監視役として意識的に適度な位置で分散して座り、適宜移動して、独占禁止法コンプライアンス上問題となる発言や話題が出ていないか気を配っている。
- 会合には団体役職員が出席して、コンプライアンス上の問題が生じないよう出席者の発言等を注意している。やむを得ず団体役職員が出席できない場合は、議事内容を録音することを定めており、団体役職員が事後にその内容を確認している。
- 事業者団体の会合の場を利用して独占禁止法違反が行われないようにするため、会議室等を提供する場合は、独占禁止法に違反するおそれのあるような情報交換等は行わない旨の誓約書の提出を徹底している。

【統計業務】

- 統計業務を第三者機関に委託し、第三者機関から概括的な統計情報のみの提供を受けることにした。その結果、構成事業者から安心して情報提供できるようになったと感謝する意見が寄せられただけでなく、集計の正確化・迅速化における効果も認められた。
- 統計に関する会合は、特に独占禁止法上問題がないかを重点的に確認する必要があるとの考えに基づき、資料・議事録について顧問弁護士のチェックを受けることとしている。
- 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。

このほか、【自主規制等、自主認証・認定等】【経営指導】【共同事業】について独占禁止法上の留意点等を報告書に掲載。

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例③

構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組

【構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援】

- 構成事業者に中小事業者が多いところ、個々に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことは難しいため、団体において独占禁止法遵守マニュアルの雛形を作成し、これを参考に各社で作成するよう説明会を開催した。このような団体による構成事業者への支援は業界全体の発展にもつながるものと考えて取組をしている。
- 過去に業界で独占禁止法違反事件が発生したため、違反が繰り返されないよう、コンプライアンス・マニュアルのモデル案を作成した。また、理解してもらう内容は、役職や担当部門によっても異なることから、別にして作成した。

【構成事業者向け独占禁止法研修の実施】

- 独占禁止法に関する説明会を業界動向の説明会とセットにして開催するなど、参加者を増やすための工夫をしている。
- 団体の費用負担を少しでも抑える観点から、同業種の他の事業者団体と共同で研修会を開催している。これにより定期的な開催が可能となっている。

【構成事業者向け法務相談体制の整備】

- 構成事業者のほとんどが中小零細企業であり、構成事業者が単独で法務相談体制を整えることは難しい面もあるため、当団体において相談窓口を整えたところ、多数の相談が寄せられるようになった。

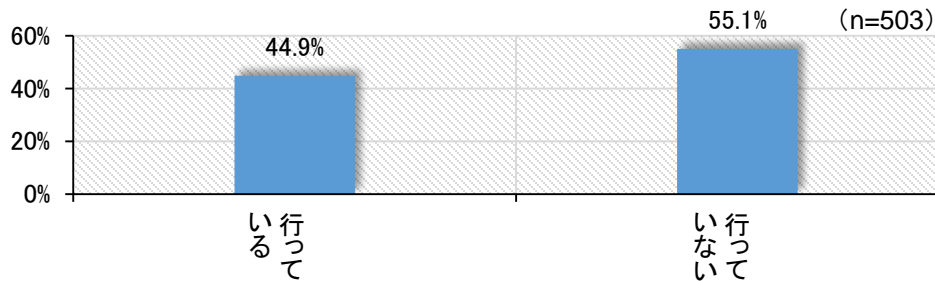
このほか、【その他の構成事業者向け支援の取組】について取組例等を報告書に掲載。

(参考) 主なアンケート調査結果 ①

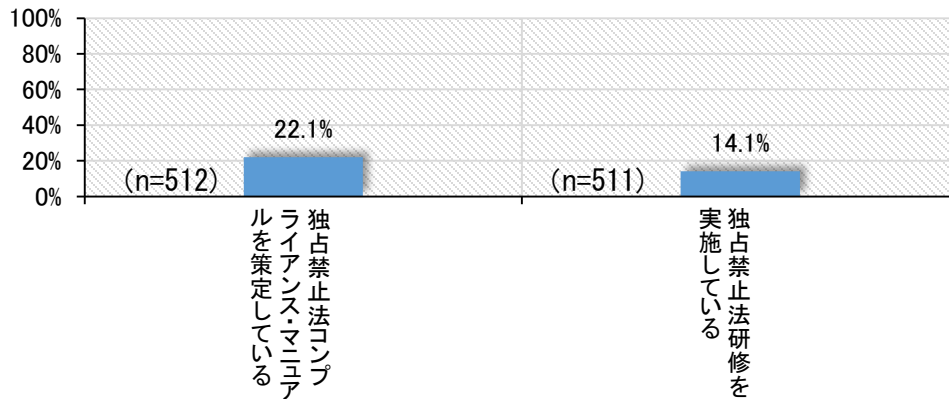
アンケート調査の概要

主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から、業種の限定を行わずに選定した1,041団体に対して、独占禁止法コンプライアンスの取組に係る質問票を送付(平成28年5月)。→ 696団体から回答(回答率66.9%)

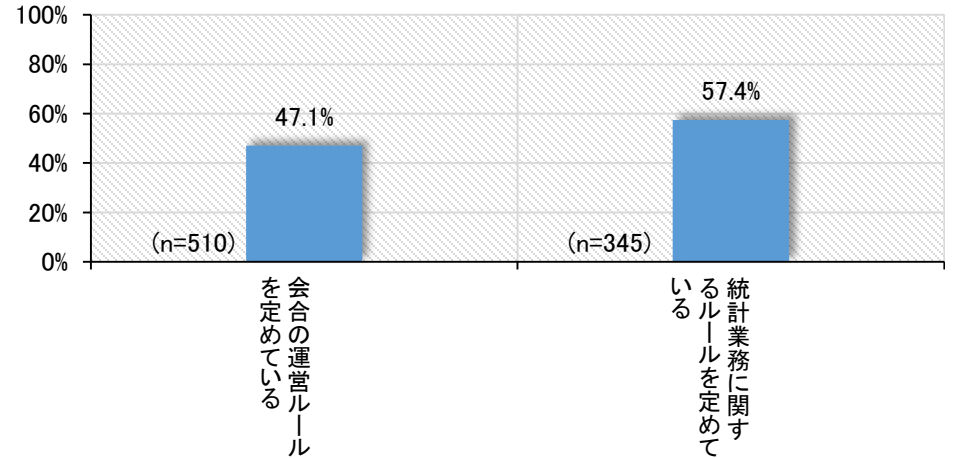
独占禁止法コンプライアンスに関する取組全般(報告書5頁)



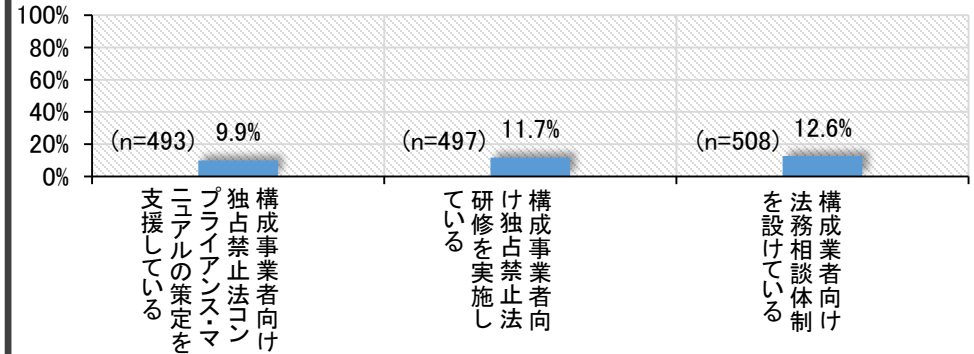
独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定及び研修の実施(報告書15頁及び19頁)



会合の運営ルール及び統計業務に関するルールの整備(報告書28頁及び32頁)



構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援、独占禁止法研修の実施及び法務相談体制の整備(注3)(報告書48頁, 50頁及び51頁)

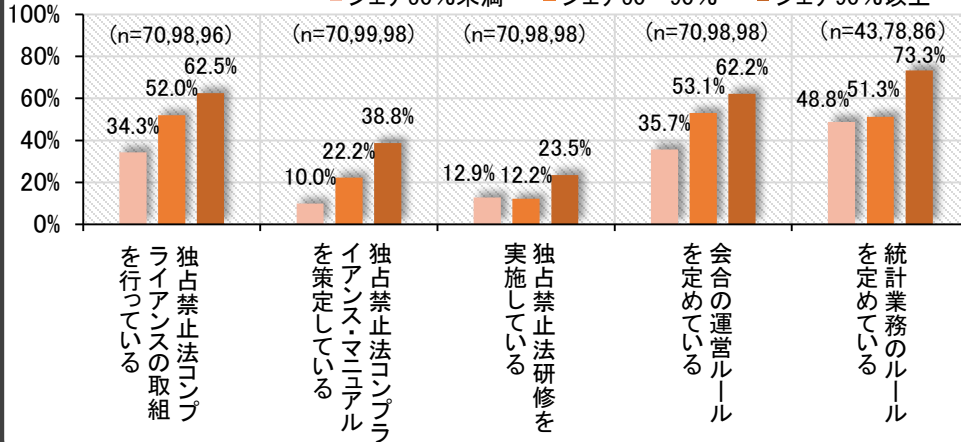


(注3) 表中の各割合は、各設問における有効回答から「構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援していない」、「構成事業者向け独占禁止法研修を実施していない」及び「構成事業者向け法務相談体制を設けていない」との回答を引いた割合を記載している。

(参考) 主なアンケート調査結果 ②

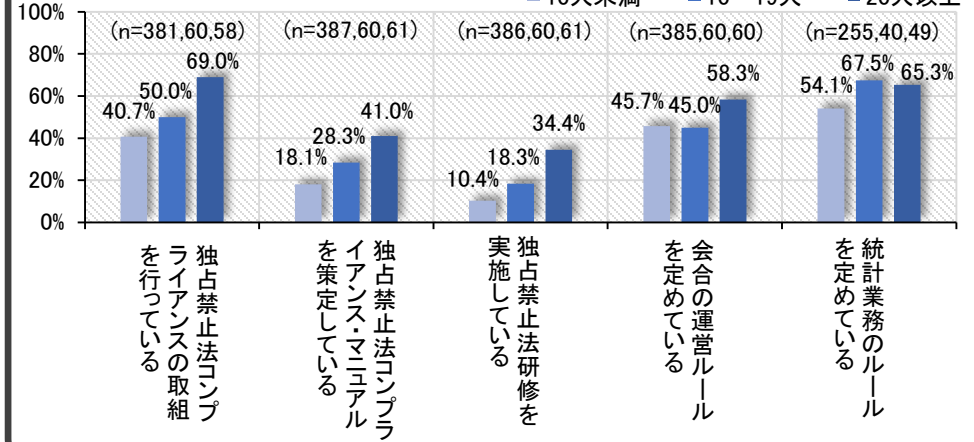
事業者団体のシェア別の分析(報告書55～57頁)

■シェア50%未満 ■シェア50～90% ■シェア90%以上



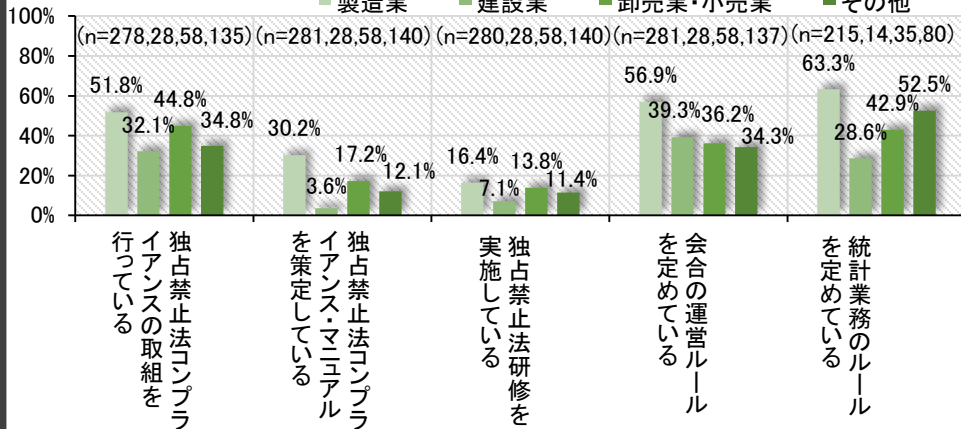
事業者団体の事務局の規模別の分析(報告書60～62頁)

■10人未満 ■10～19人 ■20人以上



事業者団体の業種別の分析(報告書58～59頁)

■製造業 ■建設業 ■卸売業・小売業 ■その他



アンケート調査結果の詳細は
報告書を御参照ください。

